

道路管理者以外の者の行う道路工事 事務取扱要領

〔 令和2年12月15日道維第666号
各土木（工事）事務所長、大子工務所長あて土木部長通知 〕

（趣旨）

第1条 この要領は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）、道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、法24条に規定する道路管理者以外の者の行う道路に関する工事（以下「承認工事」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（承認工事の申請等）

第2条 承認工事の承認申請は、道路工事施行承認申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、工事を行おうとする日の1月前までに、各土木（工事）事務所長又は大子工務所長（以下「所長」という。）あてに提出することにより取り扱うものとする。ただし、工事の形態により添付書類の一部を省略することができる。

- （1）位置図（1/10,000～1/50,000）
 - ・工事箇所を記載したもの（住宅地図の写しも可）
- （2）現況図
 - ・現況の平面図（1/1,000程度）及び縦横断面図（1/100程度）
- （3）計画図
 - ・完成後の平面図（1/1,000程度）及び縦横断面図（1/100程度）
 - ・工事内容（延長、寸法、構造物の名称等）がわかるものであること
 - ・現況と比較することが可能な図面であれば、（2）を兼ねることも可
- （4）構造図（1/10～1/100程度）
 - ・工事に伴い必要となる側溝、駒止め等の構造図及び舗装構成図
- （5）交通規制図
 - ・交通規制を行う際の状況がわかる図面で、歩行者や車両の安全確保のために設置する各種標識、誘導員、バリケード、夜間照明等の保安施設の配置等を含む
- （6）設計書及び工事仕様書（小規模の工事は除く。）
 - ・工事の内容、手順等を補足する説明書
- （7）公図（写）及び土地登記簿謄本等（写で可。出入口を設置する場合に添付。）
 - ・直近3か月以内のものに工事場所を記載したもの
- （8）求積図
 - ・工事場所の実測求積図及び面積計算書
- （9）誓約書

- ・施工後に施工箇所を道路管理者に引き継ぐ旨を約した書面
- (10) 同意書
- ・水路管理者、隣地所有者等、利害関係のある者との同意を証する書面
 - ・都市計画法等、他の法令の規定に基づく許可等を必要とする場合には、その所管行政庁の許可書等の写し
- (11) 現況写真
- ・施工位置がわかるように撮影し、その部分を明示したもの
- (12) その他
- ・所長が特に必要と認める書類
- 2 申請書及び添付書類の提出部数は、次のとおりとする。
- (1) 紙による提出である場合には、2部（法第95条の2の適用を受ける工事で、所長が警察署長との協議が必要であると認めるものにあってはさらに1部）
- (2) 電子による提出である場合には、電子データ1式
- 3 所長は、前項の申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）に不備があるときは、申請書等を補正するよう申請者に指示するものとする。

（承認工事の変更申請）

- 第3条 既に承認を与えた工事に関し、その工事内容等（次項に掲げる場合を除く。）に変更がある場合は、道路工事施行承認変更申請書（別記様式第2号）に前条に掲げる添付書類のうち変更事項にかかるものを添付して、1部提出させるものとする。
- 2 変更内容が工事期間の変更のみで交通への影響が少ないと所長が認める場合には、道路工事施行承認施工期間変更届（別記様式第3号）を提出させるものとする。
- 3 前条第3項の規定は、前2項が提出された場合に準用する。

（取下げ）

- 第4条 所長は、道路工事施行承認申請書の提出後、第7条の承認又は不承認を受けるまでに当該申請書に係る申請を取り下げようとする者がいるときは、道路工事施行承認申請取下届（別記様式第4号）の提出を当該取り下げようとする者に求めるものとする。

（承認工事の承認基準）

- 第5条 承認工事の設計及び実施計画の承認基準は、「道路管理者以外の者の行う道路工事承認基準」（以下「承認基準」という。）に定めるところによる。

（申請の審査）

- 第6条 所長は、第2条及び第3条の申請を受け付けたときは、次の審査を行うものとする。

- (1) 承認工事を施工しようとする場所が、道路構造上及び道路交通上の支障がないか否かの審査
 - (2) 施設等の構造が承認基準に適合するか否かの審査
 - (3) 工事の実施方法が適当であるか否かの審査
 - (4) 工事の時期が適当であるか否かの審査
 - (5) その他必要とする事項（排水、取付道路の必要性、取付位置、交通安全施設、管理施設、管理区域等）の審査
- 2 前項の審査は、法第95条の2の規定の適用を受ける工事にあつては公安委員会から聴取した意見の結果を考慮して行うものとする。

(承認工事の承認等)

- 第7条 所長は、前条による審査の結果、承認工事の承認又は承認工事の承認に係る事項の変更の承認（以下「承認工事の承認等」という。）をする場合、道路の構造の保全、交通の危険の防止等のため必要があるときは、条件書（別記様式第5号）により必要な条件を付して、道路工事施行承認 承認書（別記様式第6号）を申請者に交付するものとする。
- 2 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による道路工事施行承認申請又は第3条の規定による道路工事施行承認変更申請書を不承認とし、道路工事施行承認 不承認通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。
- (1) 第2条第3項及び第3条第2項の規定により指示した補正が期限までに行われな
 - とき
 - (2) 当該申請書の内容が前条第1項各号の審査に適合しないとき

(承認工事の承認等の取消し)

- 第8条 所長は、承認工事の承認等又は当該承認等の際に付した条件に違反しており、当該承認工事の承認等を取り消すことが適当と認める場合においては、承認工事の承認等を取り消すことができる。
- 2 所長は、前項の取り消しをしたときは、道路工事施行承認 承認取消通知書（別記様式第8号）により、当該承認等を取り消された者に通知するものとする。

(着手等の確認)

- 第9条 所長は、第7条の規定による承認工事の承認等をしたときは、承認を受けた者に次の各号の区分に従い当該各号に定める書類を提出するよう指示するものとする。
- (1) 承認工事を着工するまでに工事着手届（別記様式第9号）
 - (2) 承認工事の完了後7日以内に工事完了届（別記様式第10号）
- 2 所長は、前項各号に定めるもののほか、必要と認める場合は、承認工事の実施状況を

報告させるものとする。

(完了の確認及び引継ぎ)

第10条 所長は、前条第1項第2号の規定による工事完了届の提出があったときは、承認内容に合致しているか確認を行うものとする。

2 所長は、前項の確認により当該承認工事が適当に完成したと認めるときは、申請者から工作物引渡書（別記様式第11号）を受領し、工作物の引き継ぎを受けるものとする。

(原状の回復)

第11条 所長は、第8条による取消処分をしたときは、速やかに施設等の除去及び道路の原状回復を道路原状回復命令書（別記様式第12号）により取り消された者に命ずるものとする。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

(地位の承継)

第12条 第7条第1項の規定による承認を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していた当該承認に基づく地位を承継する。

2 所長は、前項の規定により地位を承継した者がいるときは、当該承継の日の翌日から起算して30日以内に地位承継届（別記様式第13号）を提出するよう当該承継した者に求めるものとする。

(標準処理期間)

第13条 承認工事の標準処理期間は、申請書が窓口には到達（電子申請においてはシステムに申込を完了）してから、処分（決裁権者の決裁を行った日）までの間をいい、原則として3週間とする。

2 標準処理期間には、次の期間は含まない。

- (1) 申請書類の不備等を補正するために要する期間
- (2) 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間
- (3) 申請内容が関係機関との協議を要する期間

3 前2項にかかわらず、標準処理期間は次の場合には適用しない。

- (1) 申請内容が先例のない場合等であって、期間内に承認を行うことが困難な場合
- (2) 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが顕著であるため、承認に際して、特に慎重に検討する必要のあるもの

附 則

1 この要領は、令和3年1月18日から施行する。